

栃木県重点医師偏在対策支援区域診療所承継・開業支援事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 県の交付する重点医師偏在対策支援区域診療所承継・開業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備及び一定期間の地域への定着を支援することにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

(支援区域の設定)

第3条 この補助金の支援区域は、県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定する。

(事業の実施主体)

第4条 この補助事業の実施主体は、県が定める支援区域において、承継若しくは開業を行った又は行う予定の診療所であって、県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

(交付の相手方)

第5条 この補助金の交付の相手方は、知事が別に定める。

(補助対象事業)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事業を補助の対象とする。

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

ただし、次に該当する場合を補助の対象とする。

① 承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所であること。

② 診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所である場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議が調っていること。

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。(ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

- (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とする。
- (2) (1)の選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

区分	基準額			対象経費	補助率
施設整備事業	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額の合計額とする。			診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅 ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用	2 分の 1
	基準面積				
	(1) 診療部門				
	①無床の場合	160㎡			
	②有床の場合				
	ア 5 床以下	240㎡			
	イ 6 床以上	760㎡			
	(2) 医師住宅 80㎡				
	(3) 看護師住宅 80㎡				
	1 ㎡当たり単価（円）				
	診療部門	鉄筋コンクリート	484,000		
		ブロック	214,000		
		木造	355,000		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	484,000		
		ブロック	214,000		
		木造	355,000		
看護師住宅	鉄筋コンクリート	484,000			
	ブロック	214,000			
	木造	355,000			

区分	基準額	対象経費	補助率
設備整備事業	医療機器等整備費 1 か所当たり16,500千円	診療所として必要な医療機器等購入費	2分の1
地域への定着支援事業	1 か所当たり次により算出された額の合計額（補助対象期間は、診療所の承継又は開業を行った日から最大1年間とする。） (1) ①診療日数1～129日 6,200千円＋（71千円×実診療日数） ②診療日数130～259日 6,200千円＋（77千円×実診療日数） ③診療日数260日以上 6,200千円＋（87千円×実診療日数） (2) 訪問看護による加算額 25千円×訪問看護日数	診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費 ・備品費 （単価50万円未満に限る。） ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	3分の2

（交付の条件）

第8条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（ただし、第9条に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ① 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - ② 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - ③ その他（ただし、第9条に掲げる軽微な変更を除く。）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1別紙による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 県補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が2億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

また、事業を遂行するため、請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

- (11) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(12) この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号及び第2号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、中止し、又は廃止すること。

(申請手続)

第10条 この補助金の交付の申請は、別記様式第1による交付申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第11条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第5による変更交付申請書に関係書類を添えて、前条に定める交付申請の手続に従い、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 この補助金の事業遂行状況については、別記様式第2-1による状況報告書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 この補助金の実績報告は、別記様式第2-2による実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日(第9条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日)から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の請求)

第14条 この補助金の請求は別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第7条及び第10条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7(2025)年度分の補助金から適用する。